交通事故被害者の会

発　行　北海道交通事故被害者の会
代表　前田　敏章
事務局
060-0001 札幌市中央区北１条西９丁目
ノースキャピタルビル４階

第２７号　2008 年 8 月 20 日　（年３回発行）　TEL 011-233-5130　FAX 011-233-5135
E-mail　hk-higaisha@nifty.com　ホームページ　http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

息子の受けた被害について　千歳市　津屋速人・幸恵

●　4歳の息子は10トントラックにはねられ意識不明に

私達の息子（当時4歳）は、昨年の2月3日、公民館で節分の行事をした後、10トントラックに撥ねられました。意識不明のままドクターヘリで搬送され、脳挫傷と診断されました。

この日から私達の生活は一変し、毎日ＩＣＵ前の廊下で過ごすことになりました。かわいそうだったのは6歳の娘で、ＩＣＵには感染症の恐れがあるため入れません。事故後、久しぶりに保育所に登園した時は、弟の事を友達に聞かれるたび、目を真っ赤にして何も言えずうつむいていました。小学校入学で一番ワクワクしていた時にもかかわらず、毎日、病院へ来て夕食は帰りの電車の中という日が続きました。

幸いな事に息子の意識は回復しましたが、様子が何か変だなと感じました。事故前はよく泣く子でしたが、涙一つ見せません。ちょっとしたことで怒り出し、物を投げつけます。今思えば、高次脳機能障害でした。この時、札幌医大に入院していましたが、手稲の肢体不自由児療育センターに転院する事になりました。養護学校が併設している病院です。しかしここでは、子どもだけが入院する、本入院を勧められました。4 歳の子を夜、病院のベッドに一人で寝かせる事を想像するだけで、やりきれない思いがこみ上げてきました。でも、心を鬼にして病院に預けました。将来の事を思えば今、しっかりとした訓練を受けさせる事が大切であると思ったからです。しかし、息子は当然の事ながら嫌がり、病院へ向かう車の中で暴れました。泣くことができたらよかったのでしょうが、涙も出ませんから、妻の髪の毛を引っ張り「いやだ、いやだ」と叫びます。別れる時は、病院の保育士さんに押さえられ、叫び続けていました。涙があふれて仕方ありませんでした。こんな事がなかったら、どうしてこんな事にと、考えても仕方のない事ですが頭の中を駆けめぐっていました。

秋、ようやく退院し、家につれて帰る事が出来ました。妻は仕事に復帰しようとしましたが、今まで通っていた保育所の入所許可がおりないのです。市役所で障害児と判断され、入所を拒否されたのです。交渉してこの年は何とか通う事ができましたが、今年の 4 月からの入所は認められませんでした。自宅から徒歩 1 分、家からすぐの所に通い慣れた保育所があるのに、先生たちも「大丈夫だからおいで」と言ってくれているのに、市役所の許可が出ず、息子は車で往復 30 分以上かけて街の保育所に通っています。通い慣れた保育所の前を毎日通りながら、違う保育所に通う息子。これが福祉というものなのでしょうか。子育て支援とは、健常児だけを対象にしているのでしょうか。納得できません。

●　加害者は不起訴。私たちは迷路の中

検察では、加害者は不起訴になってしまいました。相手の運転手は、人だとは思わなかった、と言ったそうです。運転手はこの日、同じ道路を続けて 4 回ほど走っていて、公民館前に小さな子どもが数人遊んでいるのを目撃しています。道路は前日の雪で圧雪状態でした。なぜスピードを落とし、十分注意をはらって運転できなかったのでしょうか。検察では、運転手も十分ペナルティを受けていると言われましたが、彼は生きています。健康です。またハンドルを握る事が出来るのです。考えていけない事なのですが、同じ目にあわせてやりたいと、心の中で何度思ったかわかりません。

事故から 1 年が過ぎましたが、私たちの気持ちは迷路の中を進んでいる感じがします。どちらに進んだら良いのかわからず、不安でたまりません。今日、この会で少しでも明るい方向に進んで行けたらと思っています。

（5月10日、当会交流会での発言より）

今号の主な内容　②③　２００８年定期総会開かれる　④～⑧　会員交流会の記録
④ 真実を求めて、民事裁判の闘い（白倉博幸）　⑤ 旧日本道路公団に勝訴して（高橋利子）
⑥ 講話「交通事犯被害者の心理的後遺症とケアについて」（講師　佐藤由佳利　准教授）
⑨ 高校生への体験講話（細野雅弘）　⑩ 会の要望事項　⑪「生命のメッセージ展」報告
⑫ 書籍紹介、活動日誌、お知らせ

2008年 定期総会開かれる　5/10　かでる２・７

発足後9回目、2008 年定期総会は 5 月 10 日 13 時半より、かでる 2・7 を会場に 30 名の出席で行われました。（総会時の会員数 113 人）

司会は内藤副代表。犠牲者へ黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。総会議事は、今年も伊藤さん（世話人）と、小野さん（副代表）の議長によってスムーズに進行。総会後、交流会と懇親会が行われました。

活動報告では、被害の実相と被害ゼロを訴える体験講話が、11人の会員によって、32回にわたり行われ、受講者数が4306人であったこと、いのちのパネル展示は、新たに大学や店舗での開催にとりくみ、23会場で、延べ98日間もの開催になったことなどが報告されました。

決算および、2008 年度の活動計画・予算について提案通り承認。要望事項については、今年度から実施に移される予定の裁判参加に関する項目を見直した案が承認されました（ｐ10）。

役員改選では、発足以来の副代表内山孝子さんが勇退されて会計に専念することに。後任の副代表には細野雅弘さんが新たに選ばれました。

閉会挨拶をする内山さん→

総会後行われた会員交流会には全道から 34 人の会員が参加。短い自己（事件）紹介と近況報告に続き、「犠牲を無にしない私たちのとりくみ」として、津屋さん（千歳市）、白倉さん（南幌町）、高橋さん（室蘭市）が貴重な体験とたたかいを報告しました。

休憩を挟み、北海道教育大学の佐藤由佳利氏より「交通事犯被害者の心理的後遺症とケアについて」と題した講話をいただきました。佐藤先生は、被害者に対する事件直後の緊急対応がその後の長期的不適応への予防になることなど、私たちが被害者どうしで支援し合う場合の留意点なども指摘。また、筋弛緩法や音楽と呼吸法によるリラクゼーション法を実際に指導して下さいました。会員の質疑に対する適切なアドバイスもあり、大変有意義な講話でした。

なお、会員交流会には、法務省札幌保護観察所より、被害者担当観察官の新田裕一郎氏が被害者担当保護司２名の方とともに傍聴。挨拶も頂きました。

※被害者担当観察官・保護司とは、「犯罪被害者等基本計画」に基づき昨年 12 月からスタートした被害者支援の制度によって法務省に配属になった役職です。更正保護における犯罪被害者等のための制度として①意見聴取制度　②心情伝達制度　③加害者に関する情報の通知　④相談・支援　の４つがあります。

代表挨拶　前田敏章

来賓の道警交通部と道交通安全協会には、発足以来物心両面からご支援頂いている事にこの場をお借りしてお礼申し上げます。そして遠くからも参加頂いた会員の皆様とは再会を喜び合いたいと思います。

発足以来 9 回目の総会ですが、この間の大きな動きは、2004 年 12 月成立の犯罪被害者等基本法です。以来 3 年を経過し、目に見える形で制度が動いています。昨年8月の会報には「被害者の声が社会を変える」という見出しを書くことが出来ました。5月17日には自動車運転過失致死傷罪が出来、6月14日には道交法改正により同乗者の罰則規定など飲酒運転の厳罰化が進み、そして6月20日には被害者の裁判参加法成立です。これは今年中に施行されます。

こうした法律や制度の動きには、北海道の会員が4年5年と粘り強く取り組んだことなども大きく反映していると言えます。例えば、北広島市の土場さんのたたかいにより、最高裁では認められなかったのですが、その審理内容を受けて法務省が民事法廷利率を 2009 年までに見直す事を決めました。また、今日報告してもらいますが、室蘭の高橋さんは高裁で逆転勝利し、高速道路での安全対策と責任の問題に一石を投じています。

しかし、私たちが声を上げていかなければならない課題はまだ沢山あります。豊岡さん、白倉さんはじめ、裁判を通して今も必死に取り組んでおられますが、高石さんは逃げ得を許さない法改正を求め、先日も署名提出を鳩山法務大臣に行いました。福岡地裁の判決のように危険運転致死傷罪の適用が不当に制限されていますから、刑法のさらなる見直しも必要と思います。裁判員制度が来年スタートしますが、公判前整理手続きの問題もあります。

昨年の諸澤先生の講演から、被害者の権利を日本ではもっと強く訴えるべきという事を学びました。私たちの願いは、国民の正しい被害者理解によって、犯罪や事故被害のない優しい社会を作る事です。胸を張って被害者の実情と権利を訴えましょう。そのために力を合わせましょう。

来賓挨拶

道警本部交通部　管理官
堀内　巌 氏

本日、交通企画課長の藤井が所用のため、代わってご挨拶させて頂きます。

皆様方には、高校、大学、免許処分者講習などでの交通安全講話や、いのちのパネル展などを通じ、交通事故の悲惨さを広く世間に訴えられ、道民の交通安全の意識の高揚と事故防止をはかっておられますことに心から敬意を表します。交通事故死ゼロの願いにより、中央交通安全対策本部が、2月20日と4月10日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、広報・啓発活動を実施させて頂いたところです。

昨年本道で交通事故により亡くなられた方は 286 人。ピーク時からは半減しており、3 年連続全国ワーストワンを回避することが出来ました。道警は第8次計画で、平成 22 年までに死者数を 260 人以下、負傷者数を確実に減少させることを目標に掲げていますが、限りなくゼロに近づけるよう、力を合わせて取り組んでいきます。

私は平成14年の生命のメッセージ展で読んだ「行ってらっしゃい、お帰りなさい。この一言が言いたくて」というメッセージが今でも忘れられず、交通安全講話などで引用させて頂いています。6 月には 2 回目のメッセージ展が札幌で開催される事を聞いておりますが、そうした活動で、1 件でも悲惨な交通事故が減少する事を願うとともに、被害者の会の事故防止の輪が益々全道に広がるをご祈念申し上げ、挨拶とさせて頂きます。

道交通安全協会　専務理事
賀川　哲二 氏

皆様方が被害者相互の支援と悲惨な被害者を一人でも無くすため、発足以来大変な活動をされていることに、深く敬意を表し、感謝申し上げます。

私どもも同じ目的で活動していますが、減少傾向と言いながら、300人近くの方が毎年亡くなるという現状です。大変な数でありその陰には何十倍という方が悲しい思いをしている事に思いを致すべきです。

事故防止は、技術ではなく運転手さんの心に訴える活動が一番大事です。そういう観点から、皆様が処分者講習に講師として心に訴える活動をされていることはまことに効果があると思っております。今後ともこの活動を続けられ、交通事故防止に貢献をして頂きたいと思っています。

当協会から皆様方に事務所経費等若干の支援をさせて頂いておりますが、協会自体の財政事情が年々厳しくなる中、先般の理事会評議委員会で、本年も前年並みの支援は出来るという承認を頂きました。皆様方の活動と努力に十分理解をしてご支援を申し上げているところでございますが、厳しい財政事情の中でのご支援という事についてご理解頂きまして、有効な活用にご配慮頂きたいと思います。本年も元気で活動されます事をご祈念申し上げます。

江差町柳谷さんの絵手紙

会員からのお便り　＊＊＊＊＊＊＊　総会への出欠はがきから

★もう 10 年経とうとしています。1 人で絶望の中にいたのが、周りの方々に支えられ、今では 3 人目の子供も生まれ、家族 5 人仲良く暮らしています。なかなか参加できず、申し訳ないです。（旭川市　TM）

★いつも気にかけて頂いて有難うございます。仕事の都合で出席出来なく申し訳なく思っています。主人も今年 3 月施設を退所し、在宅生活をしています。あと何年在宅で過ごせるか分かりませんが、子ども達や回りの人達の協力で少しでも家族として一緒に過ごす時間をもちたいと決めました。片目は昨年あたりから見えなくなり、身体的にも介助が必要な事が多くなりました。30 年たちましたが、ひき逃げの相手に対する気持ちは変わっていません。相手が逃げ得という状況は、他にあるのでしょうか。（真狩村 KM）

★いつも会報を送付いただき誠にありがとうございます。今年こそは出席したいと思っていましたが都合がつきません。お集まりの皆様によろしくお伝え下さいませ。本日の朝刊、高橋利子様の記事読みました。交通事故ゼロをめざしてお互様ガンバリましょう。（江差町　YS）

★ 5 月 17 日、二人目の子供が産まれる予定です。予定日を 1 週間後に控えているので、今年は欠席致します。役員の皆様、いつもごくろう様です。（上川町　SM）

★いつも会の運営に力を注いで下さり、ありがとうございます。6 年たっても、まだ傷の癒えない私ですが、今後ともよろしくお願いいたします。（遠軽町　NR）

★皆様に会える日をとても楽しみにしていましたが、都合がつかず欠席します。何年経っても悲しさ癒されることはないですね。博勇君の記事を読んで、いきどおりと胸が痛みます。涙がとまりませんでした。お母さん。博勇君も天国から応援していますよ。がんばってね。（砂川市　FM）

★今回は病院から退院したばかりですので、参加することが出来ませんが、次回は是非参加させて頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。（えりも町　MY）

★何時もお世話になり心より感謝致します。事故から 10 年も過ぎても後遺症に苦しめられること事になるとは思ってもみませんでした。歩けるようにとリハビリに励んでおりましたが、立っていることも無理で、家にいる時は食事も字を書く時もベッドの上です。寝る時は痛みが激しいのでうつぶせです。被害者の会の皆様に、頑張って前向きに生きて行く勇気を頂き、心より感謝です。（釧路市 MT）

交通犯罪被害者の尊厳と権利をめざして　会員交流会での発言

真実を求めて、民事裁判の闘い

南幌町　白倉博幸・裕美子

平成15年9月に娘を亡くし、その4ヶ月後、平成16年1月には姪も交通事故で亡くしています。娘と姪という二人の交通犯罪被害者を抱えながらの活動です。今日は民事裁判についてお話しさせて頂きます。

現在まで10回公判が行われていますが、民事裁判では原告ですが、被告という立場でもあります。提訴したのは平成18年7月ですが、刑事裁判での執行猶予判決を受けて、損保ジャパンに同年8月訴えられました。加害者の休業補償費約150万円（加害者は手首骨折で68日間の入院）、路面清掃費（娘の血で道路が汚れたのでその清掃費）、電柱の修理費、あわせて200万円を払えという内容でした。弁護士もこのような訴訟を起こされたのは初めてで、損保ジャパンの真意を測りかねるとの事でした。裁判所に自分たち名前が被告と張り出されているのを見ると、強い怒りをおぼえます。

民事裁判において鑑定も行いましたが、結果は、加害トラックの速度は94．3キロ、美紗は横断を終えていた、美紗が撥ねられたときの速度は61．6キロ、トラックが反対車線に進入した原因はスタッドレスタイヤの装着、および高速走行・・・ということです。今まで4回鑑定を行っていますが、いずれも速度は95キロと出ていました。検察も当初95キロで起訴をしましたが、控訴審では81キロ以上と速度を下げ、判決では82．7キロの認定。検察はなぜ95キロのまま裁判を維持してくれなかったのか疑問です。

刑事裁判では公判前整理手続きのため、速度と衝突地点しか審議されず、私たちが何より知りたかった「事件態様」に触れられることはありませんでした。美紗が道路のどこまで侵入していた時にブレーキを掛けたのかという、衝突地点の特定に重要な事も審議されず、衝突地点や速度を客観的事実ではなく被告供述で認定されたことで、日本の司法制度に大きな疑問を感じています。

民事裁判でのこだわりは、法務省でも動きがありますが、逸失利益の中間利息控除3%という数字です。土場君のご両親が最高裁まで闘った事も無駄にしたくないという思いから、流れを止めないで訴えていく事が重要と思っています。

美紗がどういう最期を迎えたのか知りたい。求めているのは真実です。事件からまもなく5年が経ちますが、直前61キロ以上の速度で撥ねられて、7分以上も路上に放置され、救急通報もされずにいた美紗が、いったいどういう状況で亡くなったのか、これを追い求めて民事裁判を闘っています。美紗の痛みを少しでもわかってあげたい。

それから、娘は直線道路での事件でしたが、警察の方から、「直線道路の場合は100キロ、200キロを出しても危険運転致傷罪は無理という検察見解がある」と告げられました。納得できません。危険運転致死傷罪の適用・運用方法が絶対に間違っていると思います。自分たちの刑事裁判は終了してしまっていますが、この高いハードルのまま放置して良いとは思えません。危険運転致死傷罪の法改正の運動も行っていきたいと考えています。

（関連記事：15,19,20,21,22,25,26 の各号）

捜査情報の早期開示求め、法相面談

7 月 23 日、北海道交通事故被害者の会は、他の被害者３団体（交通事故被害者遺族の声を届ける会、TAV 交通死被害者の会、交通事故調書の開示を求める会）とともに、捜査情報早期開示の要請を鳩山邦夫法相（当時）に直接行うことができました。

昨年の自動車運転過失致死傷罪新設に当たり、被害者３団体との刑事局面談を実現させた上記「届ける会」の骨折りで実現したのですが、きっかけは 5 月 30 日の法務委員会で、鳩山大臣が細川律夫衆院議員の質問に答え、刑事訴訟法 47 条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」のただし書き部分を「極めて重く、あるいは幅広く読みほどくべきであり」「（遺族に）お見せするのが原則であってしかるべき」と前向き発言を行ったことにあります。

（なお、この細川質問は柳原三佳さんがルポした熊本の下川事件を取り上げたものです）

面談には当会から前田が、そして「開示を求める会」からは南幌町の白倉さんご夫妻が代表として出席。以前に協力いただいた署名（９８２３筆）を手渡すとともに、北海道での具体例も示して、被害者の尊厳と権利、公正な司法手続きに欠かせない交通事故調書の当事者への捜査段階早期の開示を強く求めました（要望事項はｐ１０の2-2）。

鳩山大臣は「要望の趣旨は良く理解できる、5月３０日の国会での答弁もあるので、具体的に指導していきたい」と発言。その後別室で法務省刑事局の片岡刑事課長と意見交換を行いましたが、今後につながる貴重な要請行動であったと思います。

なお、ちょうどこの日の面談直前に白倉美紗さん交通死事件が全国ネットのＴＶ番組「スーパーモーニング」で特集されていたことも付け加えておきます。（前田記）

交通犯罪被害者の尊厳と権利をめざして　会員交流会での発言

旧日本道路公団に勝訴して

室蘭市　高 橋 利 子

4月18日、札幌高裁において東日本高速道路（株）（旧日本道路公団）の責任を認める判決が言い渡されました。大きな組織を相手の民事裁判でしたから、どんなに正当性がある主張内容であっても、これまで無念の涙をのんでこられた例が多いという現実を自分に言い聞かせながら判決を待っておりました。

それだけに、裁判長の声を聞きながら胸に熱く込み上げるものがありました。「真理子、本当に良かったね。貴方の命は決して無駄にならなかった。これで公団側も中小動物対策を真剣に考えてくれるに違いない。支えてくれた皆さんに感謝しようね」。私はその時、素直にそう思いました。夫は、勝訴であっても真理子は帰ってこない、少しも喜べないと言いました。私も日が経つにつれて同じ思いになり、落ち込み、判決文を前に何も考えられない日が続きました。それは刑事裁判の後、あれほど全てが見たいとそう望んだ山のような調書を前にして、帰ってこない真理子を想って空しさでいっぱいになった時と同じでした。

それでも今は、前に進む事が真理子の命に報いる事なら、それが親の務めと自らを励ましています。

一審敗訴後、すぐに札幌高裁へ控訴しました。札幌地裁が、旧公団側の主張そのままに、その責任を全く認めないという、本当に裁判官の良識を疑うものであったからです。事故は現実に今も起こっています。一審での公団側の主張に「本件事故の損害賠償責任を負うとの判例が確立されたならば、膨大な類似の訴訟が提起されることは必至であり、賠償額も膨大なものになるであろう」という一文がありますが、何よりこの言葉がロードキルによる事故の多さを表していると思います。

このままでは、旧公団の怠慢は変わらずに続く事は明らかですから、何としても二審では勝訴したいと思いました。でも、どうしたら良いのだろう。国家賠償にも等しいこの裁判に勝つ事は難しい･･･。思いあぐねている私と夫に、声をかけてくれた人がいました。「新聞を見たけど、この判決はどう考えてもおかしい。全く責任が無いとはどういう事か。これは最後まで闘うべき。そのために、例えば署名活動をしたらどうか」と。署名は頭の中にあったのですが、果たして理解して協力してくださる方はいるのか。特に室蘭では…と迷っていましたから、大げさなのですが天の声のように聞こえました。

道央道でキツネ避け事故死

旧公団の過失認定

札幌高裁「防止策が不十分」

道央自動車道に飛び出したキツネを避けて事故死した女性の両親が、道路を管理する東日本高速道路（旧日本道路公団）などに、総額約八千九百万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が十八日、道央道は安全性を欠いていた」として、事故防止策が不十分だった と認定。同社への請求を棄却した一審札幌地裁判決を変更し、同社と女性に追突した男性に対して計約五千百万円を賠償するよう命じ

←北海道新聞は 4 月 19 日、1 面で逆転勝訴を報じました。

11月と12月の2か月間、多くの方の協力で、1万筆近くを裁判所に提出する事が出来ました。この場をお借りし、改めてお礼申し上げます。冷たい雪が舞う街頭での署名活動では、見ず知らずの方から本当に温かい声をかけて頂き、思わず涙した事もありました。チラシを受け取った後にそれを読み、戻ってきて署名して下さる方が何人もいました。私の考えは間違っているのではないか？といつも自問自答しながら行動している者にとり、大きな励みになりました。

司法は署名では動かないと言いますが、新聞報道とともに、少なからず影響を与えたのではないかと思っています。高裁での勝訴を受けて多くの報道関係の方が注目してくれましたので、裁判を起こした目的のひとつ、多くの方にロードキルの実態を知っていただき、ともに考えていただきたいとの思いは、少しですが進んだと思います。

高裁の判決内容ですが、先ず、キツネが頻繁に出没する高速道路は安全に欠け、この事故はその危険が現実化した事故であると、公団の真理子への責任を明確にしています。私にとってはこれが何より嬉しい事です。さらに、侵入防止策は不可能とは言えないと指摘しています。これは、1989 年に公団はすでに有効な防止策を研究しており資料として持っていたから、有効な手段はあった、しかしこれを放置したという事実を認めてくれたわけです。改修費用が膨大すぎるというのは理由にならないというこちらの主張も認めています。

「動物なら轢けばよい、事故があっても運転者が悪い」そのような考えをぜひぜひ改めて欲しいと強く思います。「利用者のため」と呪文のように唱えている東日本高速道路ですが、判決後すぐ最高裁に上告しています。加害運転手側も逸失利益計算のホフマン方式について上告しました。高裁が逆転で認めたこの逸失利益に関わる判決も貴重です。これを含め、最高裁は正しい判断をして欲しいと思います。

これから最高裁の判決を待つことになりますが、長く続く道のりに、亡骸となり物言えぬ真理子が流した血の涙を、そして、私の夢の中ですが、高速道路を見つめて何かを訴えるように立っていた真理子の姿を、私は忘れないでいたいと思います。「どうして？なぜ？」私はいつも真理子の声を聞き、真理子を感じながらこれまで歩んできました。奪われた命を無駄にしたくない、そう思っています。安全な高速道路にして欲しい、命の重さ大切さを自覚して欲しい。そして、やっと開いた道を遮断して欲しくない。最高裁に向けての私の強い気持ちです。皆様のご支援をこれからもどうかよろしくお願い致します。

（関連記事：9,10,11,14,20,21,24,25,の各号）

会員交流会での講話　2008/5/10　かでる2･7

交通事犯被害者の心理的後遺症とケアについて

講師　北海道教育大学　学校臨床心理　准教授　佐藤 由佳利

紹介にもありましたが、札幌市スクールカウンセラーのスーパーバイザーもやっております。緊急支援ということで、学校で事件とか事故があると呼ばれます。札幌市の場合は半分くらいは交通事故で、昨年度も 3 件呼ばれました。小学生が車に撥ねられるなど、下校途中で多くの子どもたちが目撃します。呼ばれて学校に一歩踏み入れた時、いつもの学校とは全く違う、凍り付いて身動きできない、独特の雰囲気があります。私がここに座って最初に感じたのは、そのような、被害にあった場に生じている何とも言えない感じでした。先ほど皆様の自己紹介を聞きながら、一人ずつの違ったものがどんどん入り込んできて、何かいっぱいいっぱいの気分になってきています。本当に皆さん、当事者の方、ご家族の方、色々なものを抱えているのだろうと思います。

精神科医の久保先生がここでお話しされたと聞いていますが、私の職名は臨床心理士、カウンセラーです。精神科医はいわゆるＰＴＳＤ、色んな精神的な後遺症が残った人達の治療をしますが、私たちはＰＴＳＤにならない予防をするのです。なるべく早く精神的なところ、心のケアをしています。

事例とリラクゼーション

皆様も、話を聞いて欲しい、言葉があふれてくるという場合と、さわって欲しくない時期とがあると思います。スクールカウンセラーをしていた高校で、養護教諭の先生が「この子の話を聞いてやって欲しい」と言ってきました。あるきっかけでその子が動揺して保健室に来て、「どうしたの」と話を聞いたわけですね。自然な事だと思うのですが。そうしたら 1 年前にお父さんが交通事故で亡くなった。授業を受けていたら、先生が後ろから来て、お父さんが亡くなったからすぐに帰りなさいと言われたと。それが 1 年前の似たような木曜日だったので、ある事がきっかけでそれを思い出した、いわゆるフラッシュバックです。それでワッーと混乱してしまい、養護教諭の先生が聞いたことでますますパニックになってしまった。本当は聞いてはいけなかったのです。

それで、私の所に連れてこられたのですが、これ以上私に話をさせるのかという顔をしていました。これはまずいと思い「あなたは何も話しをしなくてもいいから座ろうか」と言って、座ってもらいました。すごく険しい顔のままで泣きじゃくっていて、怒りとも敵意ともつかない雰囲気を漂わせて、さわるな寄るなという感じでした。「少し落ち着くためのリラックスするものがあるけどやってみるかい」と言ったら、彼女は、何それという顔をしながらも頷きました。そこで私がやったのが、皆様のお手元にある資料の「ちょっと一息、こころと身体をくつろがせよう」というものです。

事件や事故があった時は緊張感があります。皆さんも、眠れない夜を過ごした事があると思いますし、何か過覚醒とでも言うような、非常に高揚したような感じを受ける事があると思います。神経が冴え冴えとしてしまうのですね。それを少しほぐしてあげるというのが大事なのですが、これは難しく、落ち着きましょうとか言ってもまず無理なのです。しかし、幸いな事に身体の緊張は解かす事が出来て、そうすると心の緊張もほぐれるのです。とても便利な方法で、筋弛緩法などと難しい言い方になっていますが、いわゆるリラクゼーションです。これを彼女にやってもらいました。実に簡単です。ちょっとやってみますか。こぶしの一番上の所にまず親指を入れて握り拳を作って、思いっきり力を入れて10数えます。はい、脱力してください。脱力したまま10数えます。・・・（中略、「筋弛緩法」参照）

やってみられた方は分かると思いますが、例えば手を握ってぱっとはなすとちょっと暖かくなってジンジンして、場合によってはちょっとかゆくなったりもします。人間は緊張し、ストレスが強くなるとお腹のあたりが冷えるのです。下痢になる人もいます。先ほどのお腹に力を入れてふっと緩ませるのをすると、お腹のあたりも暖かくなるので調子も良くなるのです。手とか足とか冷たい場合も血行が良くなり、ちょっとほわんとするのです。この効果はストレスが強かった人ほど現れやすいのです。元々の緊張がすごく高いから、本人はだいぶ下がったという感じがするのだと思います。

先ほどの高校生の女の子も、これが全部終わったら何だかほわんとして、緊張感がすごく解けた顔になりました。落ち着いたと言うので、家に帰って寝る前にもう一度やってごらん、できればお風呂に入って身体を少し暖めて、あと、温かい飲み物を寝る前に飲んだ方がいいよと言って帰しました。先ほどとはうって変わったような態度で私の話を一生懸命聞いて帰って行きました。翌週、私のところに来て、「あの日はちゃんと眠れました。元気になりました、大丈夫です」と言って教室に戻っていきました。私もちょっとほっとしたところです。

この方法の良いところは誰でも出来るという事です。有珠山噴火の被災者支援で、避難所とかに行って沢山やりましたが、人の心にズカズカ入って荒らすような事は全然無いので、とても安全で使い勝手が良い方法です。眠れない夜などにやって頂ければと思います。

直後の緊急対応

トラウマと言われるようなものがあった時の心への援助ですが、ＰＴＳＤにならない予防のために、直後に緊急対応をします。理想通りにはなかなかいきませんが、緊急に対応しておくと被害者というのは独力でストレッサーに対処できるようになると言われています。

●心理教育

心理教育というと何だか堅苦しい言葉ですが、要するに罪悪感を抱いたりとか、相手の人にものすごい怒りがわいたりする事は、実に当たり前の事で、誰もがそうなのですよと聞くだけで、少しほっとするのですね。こういう会があるというのはとてもいいなと思うのは、おそらく先ほどの３人の方のお話を聞いて、例えば、新しい会員が入った時に「あ、同じだ。私もそういう気持ちを抱いてもいいんだ」となる事です。（話す方も）とってもきつい事だと思うけれど、こういう会があるから話せる。護られた雰囲気があって、誰にも批判されないとことが保障されていて、すべてお話しできると思うのです。

皆さんは被害者であるにもかかわらず、心ない言葉を浴びせられたり、無理解だったり、色々理不尽な目にあっていると思います。そんな中で、心理教育というのは、こういうふうになっていくのはごく自然な事ですよと。家族が交通事故で亡くなったり、あるいは大きな障害を負ったり、日常起きないような事が起きたら、正常な状態でいられないのが正常だと言うのです。異常事態に正常な心理状態でいる人というのは、よほどおかしな人です。昔の研究で、飛行機が落ちてほとんどの人が亡くなった時、泣いている遺族と、泣いていない遺族があり、その後の調査をしたら、泣いている遺族の方が立ち直りが早かったというのです。ですから、家族が亡くなった時に泣き叫び、錯乱したりパニックになったりするのも当たり前です。シェルショックという言葉あるのですが、ものすごい悲しみ、ショックな事が起きたら、貝のような状態になって、何も感じられなくなって頭が真っ白になり、悲しむ事も出来なくなる。泣けないという状態も異常な事態なのです。

異常な事を経験すれば，異常な精神状態になるのは当たり前の事で、どういう状態になるのか知るというのも、一つの心理教育です。

● チェックリストの実施

自分に起きてくる事が普通でないことがよくわからないことがあるので、チェックリストを使います。有珠山の噴火の際にサポートしましたが、支援の婦警さん達にものすごくストレスがかかってくるのです。被害や被災にあった人は怒りをぶつけるところがないから、お役所の方とか警察の方とかにわけの分からない怒りをぶつけることがあって、ストレスがたまるわけです。そうすると、コンビニに行ってあんぱんを山ほど買って食べるとか、そういう事をする。私が心理教育的な話をしたら、あれってストレスだったんですねと話した婦警さんがいました。チェックリストをすることでそのことがわかったという事もあります。

●薬物療法

例えば夜眠れないと言う症状は非常に起きやすいのですが、眠れないと疲れてしまうし、ろくな事を考えないです。専門用語で周辺思考と言いますが、まとまった考えではなくて色々な考えが侵入しぐるぐる回っている考えです。ですから考えないで寝る方が良いのです。リラクゼーションで眠れればそれは結構ですが、重度になると本当に眠れず、昼間の生活に支障が出てきて 24 時間ぼんやりしているという事になりかねませんので、そういうときは薬物療法も効きます。

●本人が望めば話を聞く

話を聞いて欲しい場合がありますので、そういう時期にはお話を聞きます。

長期的なカウンセリング

● 繰り返し表現（事実→思考→感情）

長期的には、繰り返しお話をするという事があります。例えば子どもですと、阪神淡路大震災の時に避難所で子供達が段ボールを積み重ねて地震ごっこだと言って、わーっと崩すという遊びをしていました。奥尻の地震の時には、津波ごっこと言って、子ども達がみんなマグロのように横になって寝て、ごろごろ転がって「津波だー」と言って流される真似をするという遊びをするのです。大人達は不謹慎だと言って怒るのですが、そうではないのです。そういう事を繰り返しやる事で、自分の中に納得させていくという事をします。大人の場合はよく悪夢を繰り返し見るということがあります。自我がとても受け入れられない体験を、再体験する事で自分の中に納めていこうとすることなのです。カウンセリングにも似た作用があり、繰り返し話す事で自分の中に納めていくという事をします。ただ、それが辛すぎる時期もあります。お話を聞く者としては、事実関係をまず聞いて、それからどんなふうに考えていますかと聞き、最後に気持ちを聞いていきます。気持ちの部分が一番痛い部分だからです。痛くないところから聞いていって、大丈夫と思ったら考えを聞き、そこも大丈夫だと思ったら気持ちを聞いていくのですが、先ほどの養護教諭の先生はとてもいい先生なのですが、気持ちをいきなり聞いてしまったのでパニックになってしまったのですね。徐々に、しかも、こちらから聞いていくよりは、相手が話す事を聞いていく。傷口が開いてしまっている場合には、ワーッと話してしまうので、逆に少し止めながら「ちょっとこちらの方を聞きましょうか」という事をやりながら聞きます。

● 自責感を軽減し正常であることを保障

先ほど、お子さんを亡くされた後に姪御さんを亡くされたという話がありましたが、私は人の一生の不幸というのはみんな平等だというのは絶対に嘘だと思っています。非常に不平等で、不幸が重なり、

一つのトラウマの前に色んなトラウマが重なっているという事も中にはあります。

全く理不尽な話ですが、家族が亡くなった時に罪悪感が出てくるのです。高橋さんのお話に、あの時もう少しお話を聞いて引き留めていればという事がありました。事件や事故とその家族とは何の関係もなく、それは加害者が悪いのに、何だか罪悪感を持つ。そういう思いを抱く事は実に当たり前という事も私達は保障して話を聞きます。

● 予測し、準備すること

心の傷が完全に癒えることはあり得ませんが、それでも段階を追って心は変化していきます。だんだん良くなるかというとそうでもなくて、紆余曲折しますので、先ほど皆さんが話していましたが、お誕生日とか命日にフラッシュバックが起きたりします。

しかし、何年も経っているとその時にどういう事が起こるのか分かってきて構えているのです。2 日後にお誕生日が来てそれが辛いと分かっていて、気持ちが準備しているのです。そういう事も心理教育の中でお話しします。「もうすぐ命日ですよね、どんな風に過ごされますか」と。

● トラウマ以降の問題

トラウマ以降の問題ですが、警察や裁判制度によって傷つきがさらに深くなる事があります。メディアが必ずしもみなさんを助けてくれたばかりではなく、傷つけられる事も多かったと思います。本来は支えてくれるはずの家族や友人・知人に傷つけられた方もいらっしゃると思います。これはやっぱり理解が出来ないのですね。私もここに来るときに何が話せるだろうと緊張して来たというのがそこで、本当の意味の深い理解はやっぱり当事者でないと出来ませんから。みなさんがこういう会を作られているというのは素晴らしく、力を得る事と思います。

それから宗教家によるもの。苦しいときに宗教に出会いそれで助けられていった人も知っていますが、悪い宗教もあり、つけ込んできてお金を取られたり、二重三重に苦しむ場合もあります。それから病院、医療関係者によるもの。だいぶ良くなりつつあって、教育も進んでは来ていますが、特に昔、お医者さんや看護士さんから心ない言葉を浴びせられた人もいるのではないかと思います。

精神保健の専門家、私のようなカウンセラーとか、人の心に寄り添う仕事は非常に人を傷つけやすいのです。きっと助けてくれると信用し、心を開いているところにグサッといってしまう。心に傷を負いデリケートになっている時はすごく慎重にならなければいけないのに、余計な事を言ってしまう専門家がいます。私自身もちょっと気を抜くとやってしまうのだろうと思います。元のところが良くわかっていないから、見過ごしてしまうのです。ただ、みなさんがもしカウンセラーとかにかかって傷ついた事があったとしても、出来ればそれでもう全部ダメで、カウンセリングや精神科は役に立たないとか思わないで下さい。その時期によって助けになる人もいると思って頂ければありがたいです。

絵画によるカウンセリングを行うこともあります。物語絵画療法というの示しました。

それから音楽とイメージ療法。ＣＤを持ってきましたので、気分良く終わりにしたいと思います。皆さんが良く知っている「星に願いを」を流しますので、軽く目を閉じて、身体を楽にして座って下さい。息をゆっくり吸って、ゆっくり息を吐いて下さい。息を吐いた時に力がすーっと抜けて、とってもいい気持ちになります。今度はお腹に手を当ててみて下さい。お腹に注意を向けながら息を大きく吸って、ゆっくりと吐いてみます。・・・（この間音楽）

これで終わります。（拍手）

佐藤先生の講話資料より

「ちょっと一息、こころと身体をくつろがせよう」

◆ 筋弛緩法・・・筋肉の緊張をゆるめることで、こころの緊張もゆるめる方法だよ。

1．ゆるめたい部分に力を入れます。緊張している感じを感じ取ります。10 秒ぐらい。

2．.次に力を抜いてダランとします。ゆるんだ感じを十分に味わいましょう。

3．目をつぶった方が、感覚が味わいやすいです。

今度は身体の各部分ごとにやってみよう。

⇒まず手：　親指を中に入れて、握りこぶしを作ろう、思いっきり力を入れて握って。それから一気に力をゆるめる。

⇒次は腕：　さっきと同じように握りこぶしを作ってみよう。それからこぶしを上にして両腕を曲げて、また思いっきり力を入れて。それから一気に弛緩。

⇒お次は肩：　肩をすくめてみよう。両肩を上げて。思いっきり上げる。はい、脱力。

⇒それから首：　ゆっくり右を向いて。いけるところまで。そこで止めて。はい、元に戻して。左もね。

⇒いよいよお腹：　お腹に手を当ててみて。ちょっと手の平で押す。その手を押し返すようにお腹に力をいれてみよう。息を止めないで。ふーっと吐きながら手を押し返す。

⇒最後は足：　足を伸ばしてつま先を下に向ける感じで力を入れて。そして脱力。　今度は足を伸ばして、つま先を上に向けて力を入れる。はい、脱力。

⇒全身：　最後に全部をいっぺんにやってみよう。全身の筋肉に力を入れて、ゆるめる。

◆ イメージ呼吸法・・・息を大きくすって、ゆっくりはいてみよう。ゆっくり息をはくと、からだの力がぬけて、とってもいい気持ちだよ。

今度はおなかに手をあててみよう。おなかに注意を向けて、息をすうと、おなかはどうなるかな。息をはくとおなかはどうなるかな。観察してみよう。ちょっと目を閉じると、うまくできるよ。

大きく息をすってみよう。鼻から口、おなかまで、大きく息をすって、ちょっと止める。そしてゆっくりと、ほそく、ながく息をはいていこう。

はきおわったら、もう一度、大きく息をすって、おなかがいっぱいふくらんだら、ちょっと止めます。そして、ゆっくりはきましょう。

２～３度、自分のペースで大きく息をすって、ゆっくりはいてください。はく息と一緒に、体のつかれとか、イライラとか、みんな出ていくよ。

※　本講演要旨は、当日の記録テープを基に編集者の責任で文章化し見出しをつけたものです。

高校生への体験講話

札幌市北区　細野雅弘（副代表）

写真は千歳高校定時制
5月23日 全校95名
約90分
（同様の内容で、
浦幌高校 5月28日、
全校38名　約40分）

講演内容
1. 私の交通事故体験
2. 交通事故の現状
3. 交通犯罪被害者が思うこと
4. 加害者の特徴
5. 交通犯罪から見える日本の現状
6. 胎児性交通事故の現状と中絶問題について
7. 今、日本人のメンタルに何が起きているか
8. 命を尊重しない社会はなぜできたか
9.「なぜ人を殺してはいけないか」を改めて考える
10. 命を大切するために、今、自分にできること

今回は、対象が高校生ということもあり、私の体験談を通して、メンタル的に「命を大切にすること」を再認識してもらうことをテーマにしました。したがって、内容も交通事故の現状や被害者心理にとどまらず、今日本で起きている命に関する問題をあえて取り上げました。全体的な反応はよかったと感じています。

私自身もかつて、「交通事故＝不注意」、「交通事故＝かわいそう＝事故防止」というような単純な図式で交通安全を訴えるキャンペーンを多々見たことがあります。しかし、日本の現状を見ると、酒酔い運転で子供3人を殺す、秋葉原の歩行者天国で人を切りまくる、高校生がトイレで子供を生む、子供が家族を殺すなど、諸外国と比較しても非常に異常な事件が多発しています。このことは、日本人の精神が戦後50年の間に徹底的に破壊された結果だと感じています。現に、私自身は子供の頃から成人するまで、学校教育や他の教育の現場で、「命」をテーマにした哲学的な土台や、精神性をつくるための議論をほとんど体験したことがありません。
「人の命はなぜ大切か」「なぜ、人を殺してはいけないか」「自分の命や人生は何のためにあるのか」という、単純だけれども人の土台として最も大切なテーマは、被害者である我々だからこそ発信できるのはないかと感じています。

実は、千歳高校での講演の約一月後、私の講演を聴いてくれた2年生の女子生徒が、バイクの後部座席に同乗中、転倒事故に遭い死亡するという痛ましい事故が起きました。ちなみに、この生徒さんは私の講演後、すばらしい感想文を書いてくれておりました。しかし、社会全体の意識が上がらなくては、助からない命もあることを教えてくれたような気がしています。心から御冥福をお祈り申し上げます。

かつて、作家の開高健は次の言葉を残したそうです。「今日地球が滅びようとも、僕は今日りんごの木を植える」

講演等の活動が、微力でも人の命を助けることに繋がることを祈るばかりです。

熱心に耳を傾ける千歳高校定時制の生徒

～ 講話を聞いて ～

今日は細野さんのお話を聞いて、すごく勉強になりました。車は人にとってはすごく便利なものだけど、車がある限り、交通事故は減らない。毎日、どこかで必ず“人”一人は亡くなっている、と実感しました。この先、自分が免許をとって、車、二輪を運転する時は、思いやりの心と、安全を第一に考え、運転したいと思います。

今、自分が生きているのは、先祖がいたから、自分がいる。これから“命”を大切に、自分だけではなく、自分を支えてくれる人、そうでない人の命も大切に、生きていきたいです。

※上は私の勤務する千歳高校定時制の故坂田麻美さんの感想文です。麻美さんは本当に気持ちの優しい生徒で、2年前の高石洋子さんの講演にも心のこもった一文を寄せてくれていました。（会報21号ｐ11、2番目の感想文）6月24日の悲報以来、悲嘆と虚脱感の中、改めて犠牲を無にしないと決意しています。（前田付記）

浦幌高校の生徒の感想①

私は、講演をきいて良かったと思うことは初めてでした。生まれてはいないけど「人ではない」扱いは、私にとって、女性を侮辱、否定しているのと同じにきこえます。「人ではない」発言をした人にいいたいです。「じゃあ、あなたのお腹の中に赤ちゃんがいても同じことが言えますか？」と。そんなくだらない法律をつくるくらいなら、少しでも社会のために尽くしてほしい。車のCM宣伝もよく考えたらそうでした。気づかせてくれてありがとうございました。

浦幌高校の生徒の感想②

人の命のおもみをあらためて考えさせられた。
なぜお腹の中の子供は「人」ではないのか、人としてあつかわれないのは、おかしいと思った。人を殺してはいけない。それが分からない人はかわいそうだと思う。命の大切さをもう少しみんなにも考えてほしい。

交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2008 年 6 月
北海道交通事故被害者の会

※下線部分は今回の改訂箇所

1　救命救急体制を万全にすること

1-1　医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用ヘリコプター（ドクターヘリ）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2　そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2　公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不公正捜査を生まないよう、物証に基づいた科学的な事故捜査を行い、事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2　被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。交通事故自動記録装置を増設すること。

3　被害者の①知る権利②司法手続きに参加する権利 ③被害回復する権利④二次被害を受けない権利の擁護

3-1　事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2　被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。

3-3　新設された被害者参加制度の制度趣旨を徹底し，被害者のために柔軟に運用すること。さらにすすめて，捜査，公訴提起，刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに，かかる権利の実現に資する制度，例えば，捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。また，新設された損害賠償命令制度の適用対象を，過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-4　被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。また、後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものに見直すこと、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSD に対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-5　脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労支援センター等の設立および運営への支援を拡大すること。

3-6 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-7 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」（仮称）を設置すること。当会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4　自動車運転が危険な行為であるという社会的共通認識があるというべきであるから、交通犯罪の場合は、過失犯であってもその結果の重大性に見合う処罰を科すことが、交通犯罪抑止のために不可欠である。交通犯罪については、特別の犯罪類型として厳罰化をすること。

4-1 危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこと。前方不注意のような安全確認義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与えた場合は「未必の故意」による危険運転として裁くこと。交通犯罪のもたらす結果の重大性からも、新設された自動車運転過失致死傷罪の最高刑をさらに上げることや、飲酒ひき逃げの「逃げ得」という矛盾を生まない厳罰化など、法体系を整備すること。

4-2　交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法 211 条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は廃止すること。

4-3　危険で悪質極まりない飲酒運転での死傷事件を撲滅するために、事故の際の飲酒検査の徹底や、さらなる厳罰化とともに、飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

4-4　交通死について、24 時間以内という扱いをせず、事故がもとで亡くなった方すべてを交通死とすること。

5　免許制度について

5-1　運転免許取得可能年齢の繰り上げ(バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直しなど、免許付与条件を厳格にすること

5-2　免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6　命と安全が最優先される社会の実現

6-1 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。運転者の「マナー」に依拠するのでなく、運転行為の社会的責任が自覚され、歩行者等への「安全確認」が最優先される運転者教育を徹底すること。

6-2 歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくること。幹線及び準幹線道路での完全歩車分離と住宅地や商店街など生活道路でのクルマ通行の規制による歩行者優先を徹底し、歩行者や自転車利用者の被害をゼロにすること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号とすること。通学路をはじめ全ての道路について安全を最優先した点検と見直しを行い、信号や歩道の改善、防護柵の設置など二重三重の安全策を講じること。高速道路などでの野生生物のロードキル対策を万全にして、これによる交通事故被害を根絶すること。

6-3 速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした運輸業者に対する監査を徹底するとともに、罰則を強化するなど行政指導を強化すること。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

（2008年6月25日、警察庁長官宛提出）

「心のさけびを噛みしめた」「生命の大切さを実感」「生きる勇気を授かった」

報告　生命のメッセージ展 in札幌　6月6～8日 札幌エルプラザ

報告とお礼

多くの皆様のご協力で、二度目の札幌開催を終えました。会場のエルプラザ 3 階、男女共同参画センターには、3 日間で 1300 人以上の方が訪れ、全国を回る「132 命」のメッセンジャー（オブジェ）と向き合いました。「0（ゼロ）からの風」上映会に 450 人、メッセージコンサートに 140 人が参加するなど、生命への思いを共有し、命の種を蒔く貴重な機会になりました。お礼を申し上げます。

（in 札幌実行委員会　前田）

メッセージコンサートでの講演

断ち切られた生命たちと紡ぐ物語

メッセージ展代表　**鈴木共子**

愛するものの命を理不尽に奪われた私たちは、その死を受け入れることは難しい。しかしその理不尽な死に意味を見出すことが出来れば少しの救いになるのかもしれない。

人は物語る存在だと言うが、「生命のメッセージ展」はまさに私たちにとって物語る場だ。私たちの亡き愛するものたちは、かけがえのない命のことを伝えるメッセンジャーとして新たな命を生きているという物語を、私たちと一緒に紡いでほしい。

※　次の詩は、鈴木さんが講演で朗読されたものの一部です。

●「今・この時」

理不尽にその生命
奪われた人たちのメッセージ
あなたの
心の耳を澄ませて　聴いて
心の目を開けて　見て
心の両手を広げて　受け止めて

生きたくても
生きられなかった人たちの存在を
あなたの身近に感じてほしい
そうすれば　あなたはきっと
今生きていることに謙虚になれて
生きていることは
生かされていることだと
気づくはず

奪っても奪われてもならない
生命なのに
悲惨な事件事故は耐えないし
世界は大義正義と
生命を踏みにじる
今この瞬間も
生命は無慈悲に奪われて
地の底から慟哭響いてくるようだ

こんな時だからこそ
理不尽にその生命
奪われた人たちのメッセージ
伝えなければならない
生命をあがなえるものなど
この世に存在しないことを

生命よ　生命よ
いとおしい生命よ

●「千の時を紡ぐ」

断ち切られた生命たちの
再生の時来たる
慟哭は鼓動となって リズムを刻み
新たな生命を 息づかせる
生命・・・命が生まれる
生命・・・命を生きる
生命・・・命を生かす

生命よ、生命
永遠に輝け

友情出演し「千の風になって」「生きてる証」などを熱唱したウオームス

天国への手紙

来場者からメッセンジャーの皆さんへ

★私にも3人の娘がいます。とても人ごとと思えないので足を運びました。言葉が詰まる想いです。みなさん一人ひとりの手記を読ませていただき、遺族の方の心のさけびを噛みしめたつもりです。かけがえのない命の大切さをあらためて実感しています。
（39歳女性）

★生命の大切さ、尊さ、誰もが一つしか持っていない生命をあらためて実感しました。そして生きる勇気を授かりました（21歳男性）

★被害者遺族の方々の現状の法律に対するやりきれない思いが伝わりました。・・・。法律家になりたいという思いも一層強くなりました。
（24歳男性）

★今生きていることがどんなに恵まれているかを考え直せました。今後命があるかぎり、皆さんに胸を張れるような生き方をしていきたいです
（22歳男性）

★もし自分が死んだときに悲しんでくれる人のことなんて、考えたこともありませんでした。・・・。死にたいと思っていた自分とはもうさよならです。これから生きたい気持ちを人に伝えていきながら、自分も生きていきたいと思います　（高1女子）

★誰もが笑う平和な世界を、誰もが幸せに暮らせる世界を、そうなる事を祈ります。願います。もっともっとステキな世界になる様に、自分なりのやり方で世界を変えていきます。
（22歳、男性）

《 お知らせ 》

■「フォーラム・交通事故2008」

10月18日（土）13:15～16:00

「かでる２・７」820研修室（中央区北２西７）

交通事犯被害者の現状と司法制度の課題

◆ 被害の実相　◆ 裁判員制度実施を前に、公正裁判を保障するための課題

北海道交通事故被害者の会主催（入場無料）

11月16日（11月の第3日曜日）は、国連が定めた

■「世界道路交通犠牲者の日」

会では、札幌市の協力のもとに、札幌地下街オーロラスクエアで「いのちパネル展」を行い、被害ゼロの社会をめざします。

文教大学恵庭校での「いのちのパネル展」（5月19日）

◆ いのちのパネル展の予定

● 8/22～28 札幌清田区民センター　● 9/5～11 札幌東区民センター　●11/12～14 札幌中央区民センター　●11/16～19 札幌地下街　●11/25 旭川ターミナルホテル　●11/26～28 上川支庁

11月25日～12月1日は、犯罪被害者等基本法記念の

■「犯罪被害者週間」

ハートバンド（犯罪被害者団体ネットワーク）主催の全国大会は11月30日、東京都文京区役所シビックセンターで行われます。

書籍紹介

「自動車保険の落とし穴」

柳原三佳著　朝日新聞出版

金融庁調査によると、2005 年から報道されている損保会社の払い渋りは、02 年 4 月から 05 年 6 月迄 3 年 3 ヶ月間に、26 社約 50 万件、額にしておよそ 380 億円にもなるという。（ｐ 22）

被害者から悲惨な事故の実態、悲痛な声が聞こえてきます。保険が自由化された事により特約競争が激化し、その行き着く先が「不払い」になったというが・・・。その為に充分な保障も受けられず翻弄される被害者。事故に遭い、大切な人を亡くした家族、あるいは負傷した人が二次被害にあっている現実がやるせない。

この本は、自動車保険とはどのようなものか、保険の賢いかけ方、元示談交渉人が明かす損保の実態、泣き寝入りしない為、万一に備えた基礎知識を解説しています。

被害者を救済する目的で作られた自動車保険ですが、営利を目的とする損保会社が関わる事による数々の理不尽な実態を読み、私は対人保険を自賠責に一元化する必要性を強く感じました。

「あの空をおぼえてる」

ジャネット・リー・ケアリー著　浅尾敦則訳　ポプラ文庫

一緒に交通事故にあった兄と妹だが、妹は亡くなってしまった。怪我を負い生きていた兄、その両親の深い悲しみ。兄は、天国にいる妹にその思いを手紙に書き続けている。最後のページに「いつまでもぼくは、ずうっと君のお兄ちゃんなんだから」と言った言葉が心に染みる。

（ここで紹介する書籍は事務所に有り、貸出をしています　書籍係　太田）

会の日誌

2008.4.8. ～2008.8.18.

≪会合など≫

4/9　世話人会・例会、　4/13 会報 26 号発送
5/7　世話人会・例会
5/10　定期総会、会員交流会
6/11　7/9　8 /6　世話人会・例会

≪訴えの活動≫

◆ 4/16 芦別高校（伊藤）
◆ 4/22 札幌工業高校　4/24 八雲高校　6/30 月形学園　7/18　札幌国際情報高校　（前田）
◆ 5/23 千歳高校定時制　5/28 浦幌高校（細野）
◆ 6/25　小樽工業高校（高石）

■処分者講習での講師

4/25 小野　5/30 荻野　6/27 太田　7/31 前田

■ パネル展示

①4/7～11 白石区民センター　②4/23～25 文教短期大学　③5/10　かでる2・7 ④5/12～16 厚別区民センター　⑤5/19～23 文教大学恵庭校　⑥5/26～30 北海道医療大学　⑦6/7・8 東急ストアあいの里店　⑧6/9～13 北海道教育大学　⑨6/16～20豊平区民センター　⑩6/23～27 札幌稲雲高校　⑪7/7～10百合が原地区センター　⑫7/14 千歳北陽高校　⑬7/22～25 札幌北区民センター